

ごみの減量・資源化に向けた施策の方向性（案）について

（重点施策 4・5）

■重点施策 4 経済的手法の活用

【現状と課題】

- ・本市におけるごみ処理の現状と課題を踏まえて、ごみの排出抑制と分別の徹底を図るためには、前向きに取り組む市民に対する支援や資源物を分別排出しやすい受け皿づくりに加えて、ごみの発生が少ないライフスタイルへの転換につながる、より効果的な動機付けの仕組みも必要と考えられる。
- ・家庭ごみの処理費用を一律に税金で賄うことについては、市民サービスに対する費用負担や排出者における役割と責任の分担の公平性を確保していく観点から問題がある。

【施策の方向性(案)】

① 家庭ごみ有料化制度の導入の検討

- ・家庭ごみ有料化制度は、ごみ処理に対する意識改革につながり、費用負担を減らそうとする経済的な動機づけが働くことにより、ごみの排出抑制や分別を促進するとともに、ごみ処理費用の負担の公平性を高めていくために有効な手段と考えられることから、家庭ごみ有料化制度の導入に向けた検討を進める。

【主な意見】

○ 全般的事項、有料化の理由、市民への説明等について

- ・様々な問題があるが、答申では有料化の方向というものを考えていくべきではないかと思う。
- ・有料化導入について、答申に盛り込むのであれば、その理由を明確に記述する必要がある。
- ・市川市で家庭ごみの有料化が何故必要なのかを分かりやすく市民に知らせることは当然である。
- ・個人的には有料化は非常に有効と思うが、市民アンケートで賛成が少ない現在の状況では、市民を納得させるには説得力が乏しいと感じる。
- ・市民の声は反対が多いので、納得してもらうような作業が必要である。
- ・有料化について、キャンペーンや啓蒙的な会合等、市民とともに考える機会を設けるのがよいのではないかと。

○ 不法投棄・不適正排出について

- ・家庭ごみの有料化はいたしかたないが、有料化を導入する場合、不法投棄が増加すると思う。
- ・不法投棄対策については、有料化を実施している自治体を参考にした方がよい。
- ・現在の市川市のごみ事情を考えると有料化は仕方がないが、それ以前に不法投棄や不適正排出対策が必要である。ルールを守らずにごみを出す人が未だ多くいるので、その辺の意識の改革が必要である。有料化についても自治会の協力が必要なので、自治会を通じて、排出ルールの遵守を啓発していかないといけない。

○ その他

- ・仮に家庭ごみ有料化制度を導入する場合、様々な配慮すべきことがある。
- ・有料化を実施する場合は、その手数料水準について他市の状況を調査した上で、どの位が適切かという具体的な作業に取り組んでもらわないといけない。

■重点施策5 事業系ごみの減量・資源化対策

【現状と課題】

- ・大規模事業所における資源化は一定程度まで進展している一方、中小規模の事業所での資源化の取り組みは遅れており、事業系ごみの排出量は横ばい状態となりつつある。
- ・クリーンセンターへ搬入される事業系ごみに古紙等の資源物や産業廃棄物の混入が見られる。
- ・事業系ごみ全体の減量・資源化を促進するための環境づくりを進め、減量・資源化に係る排出事業者責任の強化を図っていく必要がある。

【施策の方向性(案)】

① 排出事業者への広報・啓発の強化

- ・一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者と連携し、減量・資源化方法に関する情報を分かりやすく周知し、排出事業者の意識の向上を図る。

② 中小事業所における分別・資源化の誘導・支援

- ・中小事業所向けの資源回収の受け皿づくり等により、分別・資源化の取り組みを誘導・支援する。

③ 資源物や産業廃棄物が混入したごみの搬入対策

- ・基本的な排出ルールに違反したごみの搬入対策を進める。

【主な意見】

○ 広報・啓発等について

- ・事務所や飲食店など業種毎に排出量などの特徴があれば、広報等の啓発の仕方が変わってくる。
- ・住居併用の店舗では一般廃棄物と産業廃棄物の分け方が難しい。何が産業廃棄物かが分っていない事業主も多いと思う。

○ 事業系ごみの分別・資源化について

- ・家庭ではペットボトルや紙類をきちんと分別しているが、職場ではごみとして捨てられるのを見るとジレンマを感じる。事業所でも分別が出来ればもっとごみは減るのではないかと思う。
- ・事業系の資源物には、資源物として処理するルートが確立されていないものがある。
- ・紙類やペットボトルがまとまった量であれば民間の資源化ルートに流せるが、少量の場合はクリーンセンターに搬入するが多い。
- ・現在、クリーンセンターに搬入する場合は、資源物であっても処分費用が掛かるので、計量する前に資源物だけを降ろすヤードを設けるなど、処分費用が掛からないで資源物を搬入できるようなシステムがあれば、分別が進むのではないか。

その他重点的に取り組むべき事項について（案）

次期計画においても、本市の目指す持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みにあたっては、環境への負荷を低減するという「環境保全」の視点を最優先した上で、市民・事業者との「協働」や廃棄物処理における「経済性・安定性」の視点を重視していく方針である。

そのため、ごみ減量・資源化の観点に加えて、排出者の役割と責任を徹底していくことやごみ処理の効率性と安定性を確保していく観点から、次の事項について重点的に取り組むものとする。

1 不適正排出対策の強化

さらなるごみ減量・資源化を協働で進めていくための前提として、適正な役割・責任分担と公平性の確保が求められることから、基本的な排出ルールが守られていないごみについての対策を強化していく。

2 分別収集体制の見直し

人口減少等に伴い長期的にはごみ排出量が逡減していくものと予想され、また、さらなるごみの減量を進めていくなかで、今後も処理の効率性を確保し、処理に伴う環境負荷の低減と処理費用の節減を図るため、家庭ごみの分別収集体制をさらに効率的なものに見直していく。

3 クリーンセンター建て替え計画の具体化

平成 6 年に稼動開始した現在の市川市クリーンセンターは、平成 35 年度まで操業予定であるが、新たな施設の整備には概ね 10 年間を要することから、将来的なごみ処理の安定性を確保するため、施設の建て替え計画を具体化していく。

不適正排出対策の強化について

【現状と課題】

- ごみの 3 R と適正処理を市民・事業者・行政が協働で進めていくためには、排出者の基本的な役割・責任として排出ルールへの遵守が求められるが、「指定ごみ袋を使用しない」、「排出日時を守らない」、「分別の状況が著しく悪い」といった排出ルール違反が見受けられる。
- 不適正な排出は収集作業やリサイクルに支障を来たすほか、ごみ集積所周辺の環境の悪化にもつながり、ルール違反を放置することは公平性の面からも問題があることから、適正な排出を確保していく必要がある。

【取り組みの方向性（案）】

- ごみ集積所管理の強化
 - ・ じゅんかんパートナーや自治会等の協力を得て、基本的な排出ルールを周知するとともに、ごみ集積所のパトロールや排出指導等を通じて、ごみ集積所の管理を強化し、不適正排出の未然防止対策を進める。
- ルール違反ごみへ対応の厳格化
 - ・ 不適正に排出されたごみの取り残しの強化、違反者への指導・罰則制度の導入について検討を進める。
- 戸別収集方式の検討
 - ・ 家庭ごみ有料化制度の導入に向けた検討にあたっては、排出者が特定しやすく、排出者責任の徹底につながる、戸別収集方式の導入の可能性について検討する。

<不適正排出とは>

不適正排出と不法投棄を厳密に区分することは難しいが、本検討にあたっては次のとおり区分する。

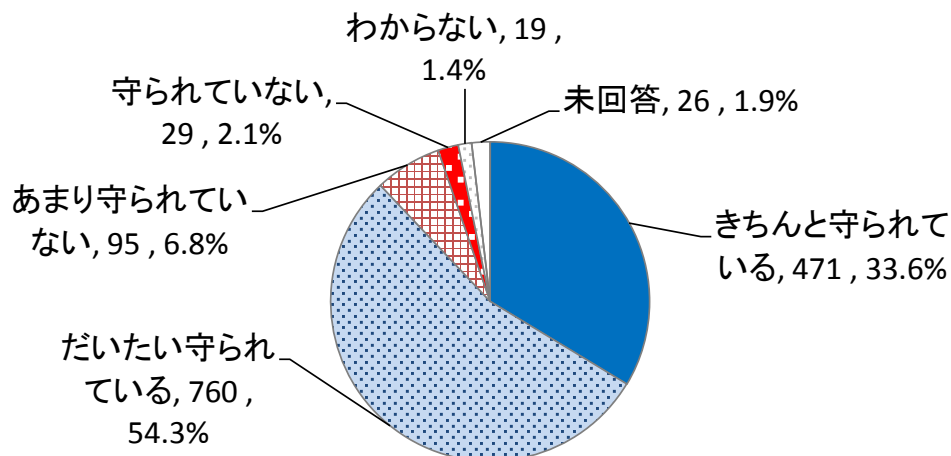
不適正排出	ごみ集積所に排出されているが、指定ごみ袋を使用していない、排出日時が守られていない、分別状況が悪い等のルール違反があるもの。
不法投棄	空き地や道端など、排出してはならない場所へごみを投棄するもの。

■ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート結果（一部抜粋）

問9 あなたがごみを出す集積場所では、ごみ出しのルールは守られていますか。（○は1つ）

ごみ集積場所のごみ出しルールについて

回答数=1,400

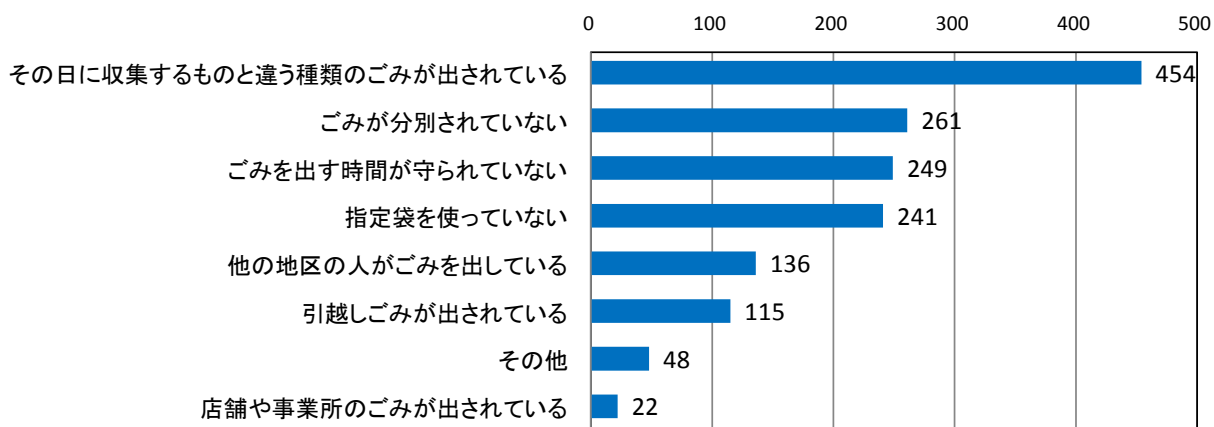


問10 ルールが守られていない場合、どのようなルール違反ですか。

（該当するものすべてに○）

ルール違反の例

回答数=854

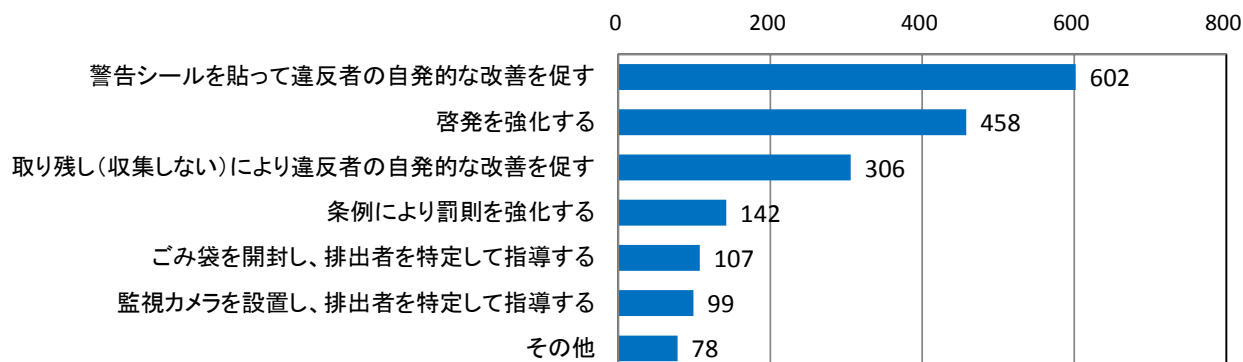


問11 ルールが守られていないごみに対して、市にどのような対策を希望しますか。

（○は3つまで）

ルール違反対策について

回答数=1,134



【ルール違反对策について】

重点的に取り組んでいただきたい事項

■ルール違反ごみの対策に関する提案

現在の「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する条例」には、ごみ出しルールを守らない市民に対する罰則等がないことから、指定日を守らなかったり、指定袋を使用しないで集積場所に排出されることが多く見受けられます。

市民の不公平感、周辺環境の悪化の防止のためにつぎのような意見が出されました。

○ルール違反者に対する罰則等

- ・ マナー条例にごみに関する違反者への罰則等を追加する。
- ・ 過料を課すことは困難でも条例化し、罰則を設けることで抑止力が働く。
- ・ 家庭ごみ有料化を導入した場合のルール違反对策にもなる。

○指定袋に入れなくて排出されるごみ対策

- ・ 基本的には収集しない。
- ・ 現在の掲示板は、見難い部分もあるので、「収集日・指定袋の種類」を明確に示し、ルール違反をする人に対する注意喚起を促す標語を記載した掲示板やステッカーを作成し、ごみ集積場所に設置する。

■市民意識変革・高揚に関する提案

また、ごみ出しルールの徹底を図るためには、市民ひとりひとりの心がけとごみ集積場所を利用する住民の協力がなければなりません。そのためには、市民のごみに対する意識の変革を促す取り組みや競争性を働かせたり高揚を図る取り組みが必要となります。

○家庭ごみ集積場所の評価

- ・ 家庭ごみの収集運搬を行っている収集作業員が家庭ごみ集積場所の評価を行い、評価ステッカーを貼付する。
- ・ 良い評価の集積場所や良い評価が多い地域を広報等で写真入りで公表したり、環境清掃のイベントで表彰したりすることで市民意識の高揚を図る。
- ・ また、ごみ問題に功績がある方に対する表彰対象を拡大する。

○じゅんかんパートナー制度の活用

- ・ じゅんかんパートナーの周知、権限等の拡大
じゅんかんパートナーの存在・役割を市民に認識させるとともに責任と権限を拡大し、自治（町）会、ボランティアグループと連携し、ごみのルール違反に対する指導を行う。
- ・ じゅんかんパートナーを増員し、ごみ集積場所の管理強化を図る。

その他の提案・アイデアについて

■市民意識変革・高揚に関する提案

○転入者に対する対策

- ・転入者に対し、「資源物とごみの分別ガイドブック」等を配布するほかに指定袋のサンプルを渡し説明する。

○市民に対する声かけによる啓発活動

- ・「ごみの巡回パトカー」での適正排出の声かけを行う。
- ・市役所、大型商業施設におけるごみ出しルールの声かけを行う。（じゅんかんパートナー等が1 2分別や市川市のごみ出しルールについて、知らない人への情報発信を行う。）

○e-モニター制度の活用

- ・e-モニター制度で市民がどういう気持ちで、ごみを捨てているのかなど市民意識調査を実施する。

○自治（町）会への加入促進

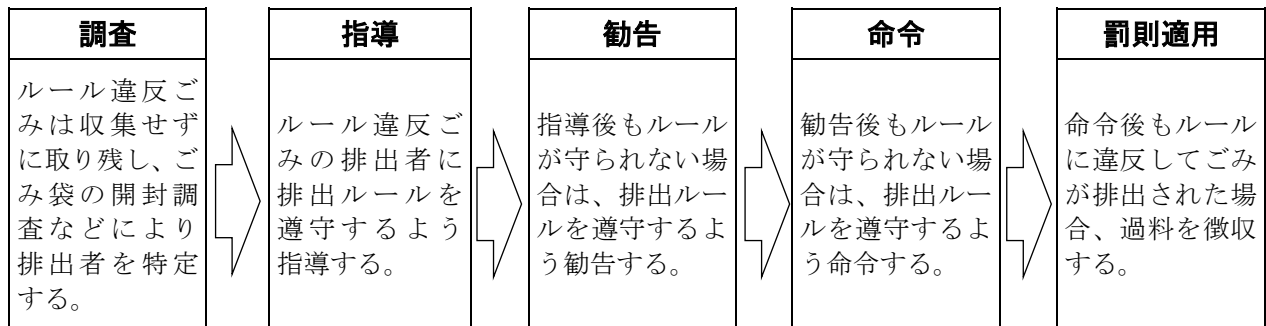
- ・自治（町）会の加入率が6割程度と低水準であるので、未加入マンション等の自治会の組織化を促す。

■ルール違反ごみの対策に関する提案

○指定袋に入れなくて排出されるごみ対策

- ・ごみ集積場所を利用する市民が当番制で声かけを行う。
- ・スポンサーを募集し、1年分の資源物、ごみの収集日が示されたカレンダーを作成し、全戸配布する。

■指導・罰則制度の手続きの流れ（例）



■戸別収集方式の特徴

集積所収集方式と戸別収集方式の比較（概要）

	集積所収集方式	戸別収集方式
ごみ排出場所	あらかじめ指定された集積場所 (歩道上、集合住宅の敷地内など)	各家庭の玄関先など (集合住宅は建物ごとの指定場所)
設置数等	約 2 万 1 千箇所 平均 10.5 世帯／箇所 (平成 25 年度末)	一戸建て住宅 約 7 万 4 千世帯 共同住宅・長屋建て住宅 約 14 万 1 千世帯 (平成 22 年国勢調査・住宅の建て方別の一般世帯数)
不適正排出対策等	ごみの排出者を特定しにくい ため、不適正な排出への対応が 難しい。管理の行き届かない 集積所は不適正排出や不法投 棄の温床となりやすい。	ごみの排出者を特定しやすい ため、不適正排出への対応が しやすくなる（事業系ごみ対 策を含む）。排出者の意識の 向上が期待できる。
収集効率等	戸別収集方式に比べて収集効 率が 高く、経済的である。	集積所収集方式に比べて効 率が 低く、収集コストが高くなる。 道路が狭い場所では収集が 困難。 収集車の停車や低速走行に よる交通障害が発生しやすい。
その他	ごみ集積所の設置場所をめ ぐる住民のトラブルが発生し やすい。	戸建て住宅の場合、排出場 所が近くなることで、高齢 者や障害者の排出負担が 軽減される。

分別収集体制の見直しについて

【現状と課題】

- 家庭ごみの分別収集体制については、ごみ量の減少に応じた収集車両台数の削減等により収集コストの抑制を図ってきたが、平成 14 年 10 月の 12 分別収集導入以降、基本的な分別区分や、収集回数についての変更はしていない。
- ごみの収集量は 12 分別収集の導入前と比較すると大きく減少しており、今後もごみ減量・資源化の取り組みの進展や人口減少等に伴い長期的には排出量が逡減していくものと予想されることから、ごみ量の減少に対応するとともに、ごみ減量・分別促進、環境負荷の低減、コスト縮減等の観点から、収集体制の見直しが求められている。

【取り組みの方向性（案）】

- ごみ収集体制の効率化の推進
 - ・ ごみ収集量の現状や今後の推移を踏まえて、ごみの収集回数の削減など、ごみ量に応じた効率的な収集体制を検討する。
- 戸別収集方式の検討（再掲）
 - ・ 家庭ごみ有料化制度の導入に向けた検討にあたっては、排出者が特定しやすく、排出者責任の徹底につながる、戸別収集方式の導入の可能性について検討する。

■家庭ごみの収集回数等

家庭ごみの収集回数及び委託車両台数（平成26年4月1日現在）

分別区分	収集回数	委託車両台数	備考
燃やすごみ	週3回	40台	(拠点回収品目) 紙パック、ペットボトル、 小型家電
燃やさないごみ	週1回	8台	
有害ごみ			
大型ごみ	(戸別収集)	5台	
ビン	週1回	13台	(集団資源回収品目) ビン、カン、新聞、雑誌、 ダンボール、紙パック、 布類
カン			
新聞	週1回	13台	
雑誌			
ダンボール			
紙パック			
布類			
プラスチック製容器包装類	週1回	14台	
計		93台	

※別途、委託車両による収集が困難な狭隘道路地区における直営の収集有

■ごみ収集カレンダー（例）

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1 燃やすごみ	2 ビン・カン 紙類・布類	3 燃やすごみ	4 燃やさないごみ ・有害ごみ	5 燃やすごみ	6 プラスチック製 容器包装類
7	8 燃やすごみ	9 ビン・カン 紙類・布類	10 燃やすごみ	11 燃やさないごみ ・有害ごみ	12 燃やすごみ	13 プラスチック製 容器包装類
14	15 敬老の日 燃やすごみ	16 ビン・カン 紙類・布類	17 燃やすごみ	18 燃やさないごみ ・有害ごみ	19 燃やすごみ	20 プラスチック製 容器包装類
21	22 燃やすごみ	23 秋分の日 休み	24 燃やすごみ	25 燃やさないごみ ・有害ごみ	26 燃やすごみ	27 プラスチック製 容器包装類
28	29 燃やすごみ	30 ビン・カン 紙類・布類				

※原則として、祝日の収集は休み。ただし、プラスチック製容器包装類及びハッピーマンデー（国民の祝日に関する法律により国民の祝日と定められた特定の月曜日）における燃やすごみの収集は祝日も実施。

■ごみ収集量の推移（収集区分別）

○燃やすごみ

- ・12 分別収集導入前と比較して、収集量（重量）は約 3 割減少している。
- ・12 分別収集導入により容量が嵩張るプラスチック製容器包装類、紙類、布類を資源として分別対象としたことから、排出時の容量についても減少しているものと考えられる。

○燃やさないごみ・有害ごみ

- ・12 分別収集導入前と比較して、収集量（重量）は約 3 割減少している。
- ・1 回の収集につき、集積所 1 箇所あたりの平均排出量は約 3.5 kg

※集積所数 約 21,000 箇所（平成 25 年度末）

年 度		H13	H15	H20	H25
人 口（人）		454,858	463,103	473,064	469,523
収集量 （t） （集積所 拠点 戸別）	燃やすごみ	113,240	91,654	84,736	80,767
	燃やさないごみ・有害ごみ	5,708	5,602	4,759	3,923
	大型ごみ	1,855	2,161	1,702	1,893
	ビン・カン	5,204	5,260	4,804	4,178
	紙類・布類	32	10,863	9,132	8,809
	プラスチック製容器包装類	206	7,018	6,427	5,984
	計	126,245	122,558	111,560	105,554
1人あたり 収集量 （kg）	燃やすごみ	249	198	179	172
	燃やさないごみ・有害ごみ	13	12	10	8
	大型ごみ	4	5	4	4
	ビン・カン	11	11	10	9
	紙類・布類	0	23	19	19
	プラスチック製容器包装類	0	15	14	13
	計	278	265	236	225
収集量 （指数 ※）	燃やすごみ	100	81	75	71
	燃やさないごみ・有害ごみ	100	98	83	69
	大型ごみ	100	116	92	102
	ビン・カン	100	101	92	80
	紙類・布類		100	84	81
	プラスチック製容器包装類		100	92	85
	計	100	97	88	84
1人あたり 収集量 （指数 ※）	燃やすごみ	100	79	72	69
	燃やさないごみ・有害ごみ	100	96	80	67
	大型ごみ	100	114	88	99
	ビン・カン	100	99	89	78
	紙類・布類		100	82	80
	プラスチック製容器包装類		100	90	84
	計	100	95	85	81

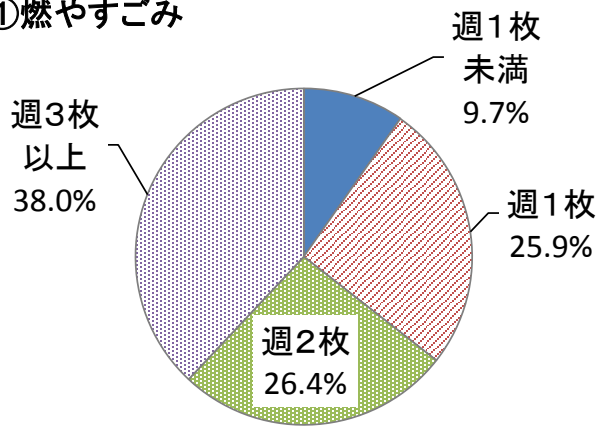
※平成13年度を100とした場合。ただし、平成14年10月から分別収集を開始した紙類・布類及びプラスチック製容器包装類は平成15年度を100とした。

■ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート結果（一部抜粋）

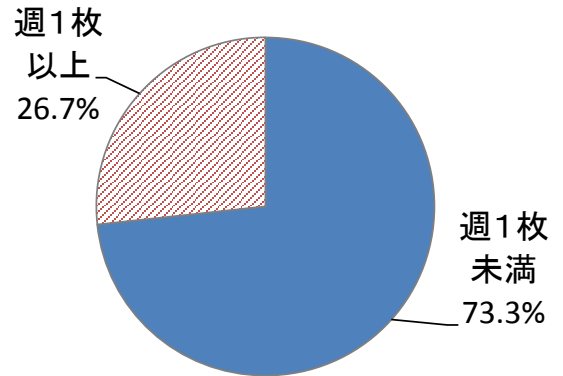
問7 1週間のごみ袋の使用枚数を教えてください。

回答数=1,400

①燃やすごみ



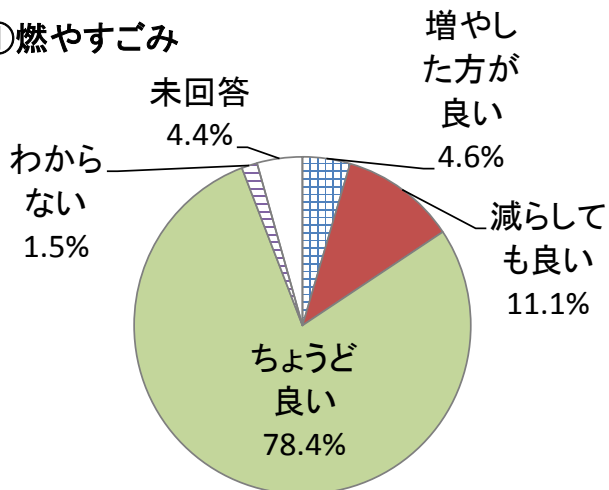
②燃やさないごみ



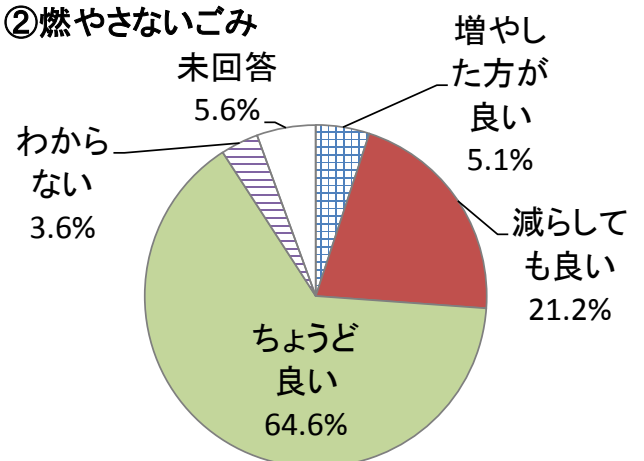
問8 ごみの収集回数（頻度）についてどう思いますか。（○は1つ）

回答数=1,400

①燃やすごみ



②燃やさないごみ



■第9回循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト9）からの提案（一部抜粋）

【ごみ減量策について】

重点的に取り組んでいただきたい事項

■ごみ処理システムに対する提案

現在、市川市のごみ収集回数は、可燃ごみは週3回、その他（大型ごみを除く）は週1回であり、可燃ごみと不燃ごみは指定袋に入れて排出することがルールとなっています。

このシステムを変えることで、ごみの減量を図る意見も出されました。

○分別種別、収集体制の見直し

- ・現在の12分別収集を見直し、ペットボトルとプラスチック製容器包装類を分け13分別とする。
- ・シュレッダー済みの紙を資源物として追加する。
（禁忌品が混ざらないような啓蒙活動を併せて実施する。）
- ・周辺自治体のごみ収集体制やごみ集積場所の現状から可燃ごみを週2回、不燃ごみ・有害ごみは隔週に変更する。（委託経費の削減額をほかのごみ対策の経費に充てる。）

近隣市における家庭ごみの分別区分と収集回数

区 分		市川市	千葉市	船橋市	松戸市	柏市 *1	浦安市	江戸川区	葛飾区
ご み	可燃ごみ	燃やすごみ 週 3回	可燃ごみ 週 2回	可燃ごみ 週 3回	燃やせるごみ 週 3回	可燃ごみ 週 2回	燃やせるごみ 週 3回	燃やすごみ 週 2回	燃やすごみ 週 2回
	不燃ごみ	燃やさないごみ 週 1回	不燃ごみ 月 2回	不燃ごみ 月 1回	陶磁器・ガラスなどのごみ 月 1回	不燃ごみ 月 2回	燃やせないごみ 月 2回	燃やさないごみ 月 2回	燃やさないごみ 月 2回 (隔週)
	有害ごみ	有害ごみ 週 1回	有害ごみ 月 2回	蛍光管・乾電池 月 1回	有害ごみ 週 1回	有害ごみ 月 2回	有害ごみ 月 2回	—	—
	粗大ごみ	大型ごみ 申込制	粗大ごみ 申込制	粗大ごみ 申込制	粗大ごみ 申込制	粗大ごみ 申込制	粗大ごみ 申込制	粗大ごみ 申込制	粗大ごみ 申込制
	その他	—	—	—	その他のプラスチックなどのごみ 週 1回	—	—	—	—
資 源 物	ガラスびん	ビン 週 1回	ビン 週 1回	空ビン 週 1回	ビン類 週 1回	空ビン類 月 2回	ビン 週 1回	ビン 週 1回	びん 週 1回
	缶・金属	カン 週 1回	缶 週 1回	空カン・金属類 週 1回	缶類・金属類 週 1回	空カン類・金属類 月 2回	缶 週 1回	缶 週 1回	缶 週 1回
	ペットボトル	プラスチック製 容器包装類 週 1回	ペットボトル 週 1回	ペットボトル 週 1回	(拠点回収)	PETボトル 月 2回	ペットボトル 週 1回	ペットボトル 週 1回	ペットボトル 週 1回
	プラスチック製 容器包装		—	—	リサイクルするプラスチック 週 1回	容器包装プラスチック類 週 1回	(白色トレイのみ拠点回収)	資源となる容器包装プラスチック 週 1回	プラスチック製容器包装/食品トレイ 週 1回
	紙 類	新聞/雑誌/ ダンボール/紙パック 週 1回	新聞/雑誌/雑紙/ 段ボール/紙パック 週 1回	新聞/雑誌/ 段ボール/紙パック 週 1回 *2	新聞/雑誌/紙箱/ 段ボール/牛乳パック 週 1回	新聞紙/雑誌・ざつ紙 /段ボール/紙パック 月 2回	新聞/雑誌/ 段ボール 週 1回	新聞/雑誌類/ 段ボール/紙パック 週 1回	新聞/雑誌/雑紙/ 段ボール/紙パック 週 1回
	布 類	布類 週 1回	布類 週 1回	古着/毛布 週 1回 *2	布類 週 1回	古着・古布類 月 2回	(拠点回収)	(拠点回収)	(拠点回収)
その他	—	—	—	小型電器製品/自転車 週 1回	—	—	—	—	
拠点回収	ペットボトル 紙パック 小型家電	小型家電	小型家電	ペットボトル	発泡トレイ	白色発泡トレイ 飲料用紙パック 紙製容器包装(紙箱・紙袋等) 廃食油 古着・古布 小型家電	古着・古布	ペットボトル 蛍光管 乾電池 インクカートリッジ 古布	

※各市のホームページ等を参考に作成(平成26年4月現在)

*1 柏市は沼南地域を除いた区域のもの *2 船橋市の紙類・布類収集は集団回収であるが、ごみ集積所に排出する方式のため本表に記載した。

*3 松戸市と柏市は、ごみの焼却灰に含まれる放射性セシウムの濃度を低減するため、別途、剪定枝等の分別収集を実施。

クリーンセンターの建て替え計画の具体化について

【現状と課題】

- 平成6年に稼動開始したクリーンセンターは、老朽化に対応するために、平成22年度から平成25年度にかけて施設の延命化事業が実施され、平成35年度までの操業を予定している。
- 新たなごみ処理施設の整備には概ね10年間を要するため、将来に向けて安定した処理体制を確保する視点から、施設の更新に向けた取り組みを具体化していく必要がある。

【取り組みの方向性（案）】

- 新施設の整備・運営に向けた調査・検討
 - ・ 現クリーンセンターの代替となる新施設の整備・運営に向けた調査・検討を進め、建て替え計画を具体化する。
 - ・ 建て替えにあたっては、現施設の南側の敷地を建設用地として活用し、高効率なエネルギー回収等により環境負荷の低減に寄与するとともに、大規模な災害に対しても強靱な処理システムの構築を目指す。

【参考】市川市クリーンセンターの概要

施設名称	市川市クリーンセンター	
所在地	市川市田尻 1003 番地	
敷地面積	約 27,000m ² (全体面積 約 42,000m ²)	
建築面積	9,869m ² (工場棟 8,240m ² 、管理棟 1,237m ² 、付属棟 392m ²)	
延床面積	23,450m ² (工場棟 19,873m ² 、管理棟 3,376m ² 、付属棟 201m ²)	
建築構造	工場棟：SRC・RC・S造 地上7階、地下1階建 管理棟：RC造 地上3階建	
工期	平成2年9月～平成6年3月	
事業費	約 253 億円	
施設区分	ごみ焼却施設	不燃・粗大ごみ処理施設
処理能力	600t/24h (200t/24h×3基)	75t/5h
処理方式	全連続燃焼式 ストーカ炉	衝撃剪断併用回転式
発電	最大出力：7,300kW	—
選別種類	—	4種選別 (鉄類・アルミ・可燃物・埋立物)
延命化事業	平成22～25年度 事業費 約 55 億円	

【参考】 現計画におけるクリーンセンターの整備スケジュール

5-2 処理施設の整備事業

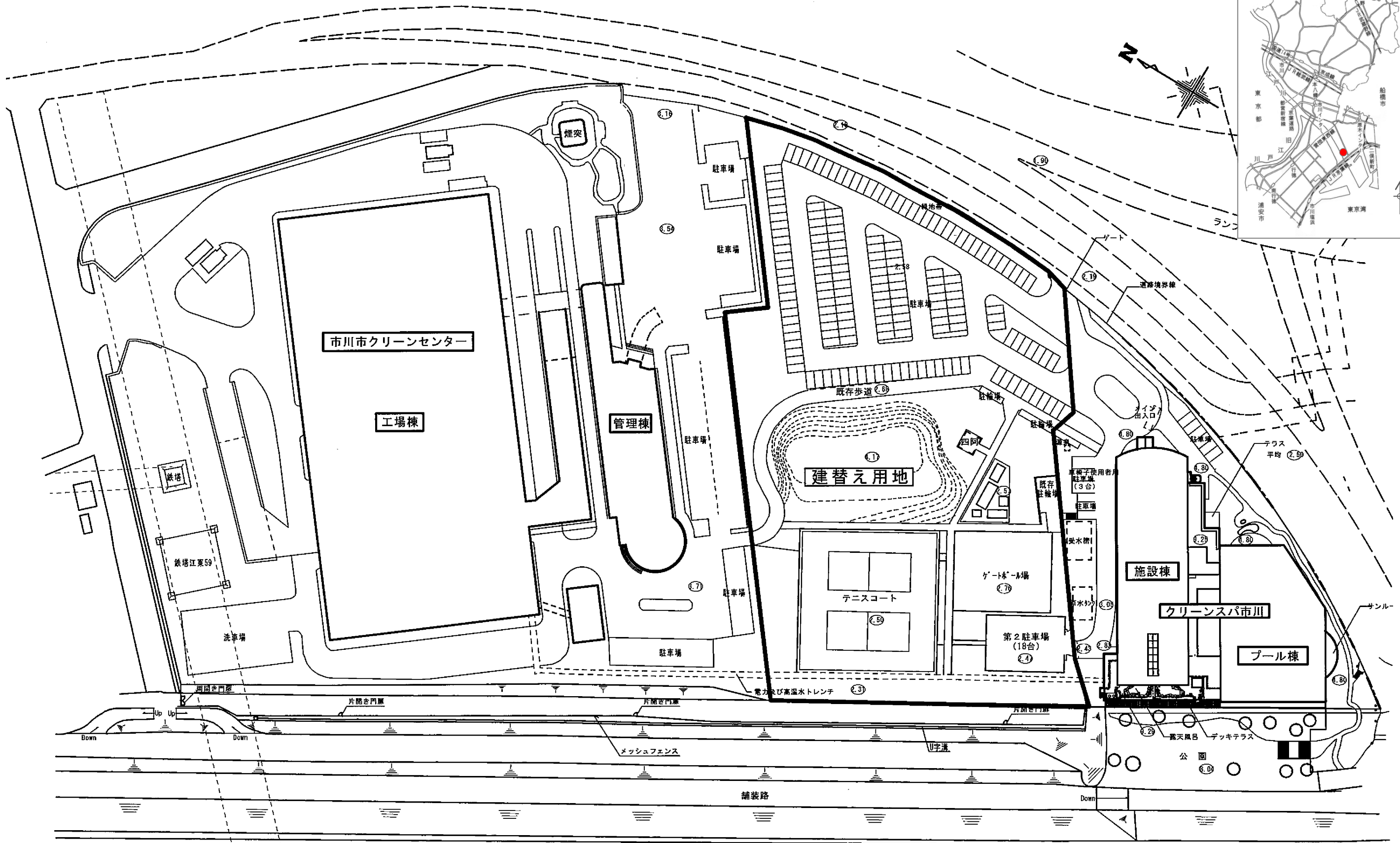
(1) クリーンセンターの整備スケジュール

市川市クリーンセンターについては、施設整備の前提条件に基づき、次のスケジュールで整備を進めます。

表5-2 クリーンセンターの整備スケジュール

年度	6	…	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
現施設	→																				
				延命化計画策定		施設修繕更新工事									施設稼動						
新施設										建設準備							建設工事			→	
																					施設稼動

クリーンセンター全体配置図



江戸川